

はじめに

◆外国人教師の増大

国際的な往来の盛んな昨今です。名古屋大学のキャンパスにも、いろいろな国の人びとが行きかっています。学びにやってきた者だけでなく、教べんをとる人も少なくありません。

二〇〇一（平成一三）年七月一日現在、「外国人教員」は一八名を数えています。中華人民共和国の出身者八名、大韓民国三名、連合王国二名、アメリカ合衆国二名、カナダ一名、ロシア連邦一名、ブルガリア共和国一名という内訳です。これに助手を含めると、一〇か国の国籍におよび、全部で四〇名にのぼります。

そのほか、「外国人教員」という部類ではありませんが、文部省が招いて雇用する「外国人教師・講師」や「外国人特別招へい教授」、日米教育委員会の招へいする「フルブライト招へい講師」、さらには、文部省、本学、日本学術振興会、国際協力事業団、国際交流基金、日本国際教育協会、国際連合大学などの招へいによる「外国人研究員」も加えると、相当な数にのぼることでしょう。

年月日	外国人教員			計	助手	合計
	教授	助教授	講師			
57. 7. 1					1	1
58. 7. 1					2	2
59. 7. 1					2	2
60. 7. 1					2	2
61. 7. 1					4	4
62. 7. 1					5	5
63. 7. 1		1		1	4	5
元. 7. 1		1		1	3	4
2. 7. 1	2 (1)	1		3 (1)	6	9 (1)
3. 7. 1	2 (1)	1		3 (1)	15 (2)	18 (3)
4. 7. 1	2 (1)	1	1	4 (1)	20 (2)	24 (3)
5. 7. 1	2 (1)		1	3 (1)	27 (2)	30 (3)
6. 7. 1	2	1	3	6	29 (2)	35 (2)
7. 7. 1	2	1	2	5	37 (5)	42 (5)
8. 7. 1	3	1	2	6	36 (3)	42 (3)
9. 7. 1	3	5	2	10	31 (4)	41 (4)
10. 7. 1	3	5	3 (1)	11 (1)	24 (5)	35 (6)
11. 7. 1	2	8	6 (3)	16 (3)	19 (4)	35 (7)
12. 7. 1	4	9 (1)	7 (3)	20 (4)	21 (7)	41 (11)
13. 1. 1	4	10 (1)	8 (3)	22 (4)	23 (7)	45 (11)

() は、女性の人数で内数

外国人教員および助手の在籍状況 (名古屋大学人事課作成)

◆外国人教員任用法の施行

日本人でなくても、本学のよ
うな国立大学の教官に就任でき
るようになったのは、それほど
古いことではありません。一九
八二(昭和五七)年九月一日付
で、国公立大学外国人教員任用
特別措置法が施行されてからの
ことであります。これは、外国
人(日本の国籍を有しない者)
を教授・助教授・講師に任用す
ることで、教育・研究の進展を
はかるとともに、「学術の国際
交流の推進に資する」ことをね
らった法律です。

同法の施行をうけて、本学で

は、一九八七（昭和六二）年一〇月一日付で、はじめて「外国人教員」が誕生しました。総合言語センターにアメリカ人教師が助教授として任用されたのでした。このとき、助手には、すでに工学部と医学部に、インド、トルコ、大韓民国の出身者が四名就任しています。

以来、外国人教員および助手の数は、別掲の表のように、増加をみえています。国籍も多彩で、シリア、フランス、ドイツ連邦、イラン、スリ・ランカ、イタリア、ヴェトナム、ヨルダン、ネパールその他の国々からもやって来ています。

それでは、かれらが本学で最初の外国人教師であるかというところではなく、実は、もともと早くから、外国籍の教師が任用されています。『名古屋大学五十年史』の通史編と部局史編には、何人もの外国人教師が登場しています。